



男女共同参画の視点

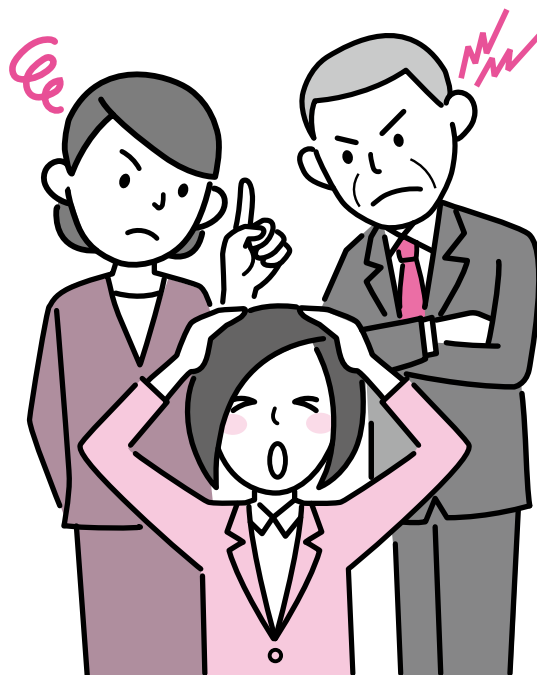
一人で抱え込まないで ハラスメント

ハラスメントとは、ほかの人を不快にさせ、精神的に傷つけたり、不利益や脅威を与えたりするような言動を行うことです。性的な嫌がらせであるセクシュアルハラスメント、立場や権力といった上下関係を利用した嫌がらせであるパワーハラスメント、就業者に対しての暴行・脅迫や、正当な理由がない過度な要求を行うカスタマーハラスメントなどがあります。

こうしたハラスメントの防止に向けて法律も改正されています。労働施策総合推進法では、職場でのパワーハラスメントを防止する措置をとることが、大企業だけでなく中小企業にも義務化されました。

職場などでのハラスメントは、我慢していても解決しません。時間が経過し、逆にエスカレートする可能性もあります。一人で悩まずに、信頼できる人や職場の相談窓口、労働局や市役所などの公共機関に設置されている相談機関に相談しましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

給湯器の点検に関するトラブル が増えています!

Q 先日、「法律が変わったので給湯器の点検が必要になりました。いつお宅へ伺ったらよいですか」という電話が突然かかってきたので、必要な点検なのだと思います、点検日を決めてしまいました。時間が経過して冷静になってみると、不審な点があるので断りたいのですが、聞いたこともない業者で、調べても連絡先が分かりません。どうしたらよいでしょうか。

A 高齢者などをターゲットにした給湯器の点検商法についての相談件数は、5年前と比較して3倍になっています。法律の改正で点検が必要になった場合などは、通常、メーカーや設置業者から通知されます。不審な業者と点検の取り決めをしてしまった場合は、約束の日に来ても点検が不要であることを伝え、家の中に入れないようにしてください。点検をさせてしまうと、依頼者の不安をおおるようなことを言って、新しい給湯器への交換を迫ってくることがあるので注意してください。



不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になった時に

1カ月の自己負担額が限度額を超えた時

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払った時、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額については、保険年金課(☎20-1526)に問い合わせてください。

支給対象世帯には該当通知書と申請書を送付

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に

70歳以上の自己負担限度額

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は 4万4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*8月から翌年7月までの1年間

該当通知書と申請書を送付します。

この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階 ☎286-8585 花崎町760)または下総・大栄支所で申請してください。郵送でも受け付けています。支払日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

申請に必要な物=申請書、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

また、一定の要件を満たす場合、申請手続きの簡素化が可能です。初回のみ申請が必要ですが「成田市国民健康保険高額療養費支給申請書(申請手続簡素化対象世帯用)」を提出した世帯には、次回以降の高額療養費を手続きなしで指定の口座へ振り込みます。対象となる世帯には、案内文を同封します。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。専用フォームからも申し込めます。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については認定証の発行は不要です。

申請に必要な物=対象者の保険証、世帯主と対象者のマイナンバーが分かる物、窓口に来る人の本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)



専用フォーム

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

¥ 年金

受給者が亡くなった時は速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われます。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がないと亡くなった後も年金が支払われ続けてしまう場合があります。その場合、多く支給された分を後から返納してもらうことになりますので、届け出は速やか

をお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金に関する死亡の届け出と併せて手続きしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)または、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。